


個 答 申 第 1 号
平成17年8月22日

海津市教育委員会
教育長 平野英生様

海津市個人情報保護審査会
会 長 森 大 鳳 

個人情報保護条例第2章第1節の個人情報の取扱いに関する規定の適用が除外される事項について（答申）

平成17年7月28日付け教学第786号で諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1号

個人情報の利用及び提供の制限の適用除外事項（条例第8条第1項第6号）

事務の名称	個人の類型	個人情報の提供先	提供する個人情報の内容
「海津市児童生徒健全育成サポート制度」に関する事務 ○海津市教育委員会 ○海津市立学校	問題行動事案に関わる海津市立学校の児童生徒	海津警察署	氏名、学年、年齢、学校名、事案の内容等

個人情報の利用及び提供の制限の適用除外事項（条例第8条第1項第6号）として適当と認めます。

事務の名称	個人の類型	個人情報の提供先	提供する個人情報の内容	目的外に提供する理由
<p>「海津市児童生徒健全育成サポート制度」に関する事務</p> <p>教育委員会</p> <p>市立学校</p>	<p>問題行動事案に関わる海津市立学校の児童生徒</p>	<p>海津警察署</p>	<p>氏名、学年、年齢、学校名、事案の内容等</p>	<p>児童生徒の犯罪被害が急増し、また、少年犯罪・非行の多発化や複雑化等の状況から、学校のみで事案を解決することが困難になっている。</p> <p>そのため、学校と警察が連携し、児童生徒の保護・指導に当たり、児童生徒の安全確保と問題行動の未然防止・再発防止、犯罪被害の未然防止を図るといった公益上の必要性は極めて高い。</p> <p>警察と連携しながら児童生徒の保護・指導を行うために、警察に対して当該児童生徒の情報を提供し、情報を共有する必要がある。</p> <p>また、事案の性質上、警察への情報提供について児童生徒本人の同意を得ることは困難である。</p> <p>なお、協定書により、学校は警察への連絡の際に保護者との連携に努めることとし、学校、警察ともに収集した個人情報についてその目的から逸脱した取り扱いを禁止するための措置を講ずるものとする。</p>

ただし、以下の事項について要請します。

1. 制度の導入に当たり、保護者及び児童生徒に対して制度の周知を図ること。
2. 警察に情報を提供するに当たっては事前に保護者の同意を得るように努め、同意が得られなかった場合には保護者へ提供後に報告すること。
3. 警察に対して、提供した児童生徒の情報は原則として外部へ提供しないことを要求すること。
4. 学校から警察へ提供する児童生徒の問題行動の内容を、協定書において明確に規定すること。
5. 学校内の指導体制、内規等を整備、構築すること。